

# 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催要領（大東クレー射撃場）

（技能講習）

## 1 開催日時、場所

開催月日	時間	区分
平成30年 4月25日(水)	9:00~12:00	トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が5mであるもの）
5月16日(水)	同上	トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15mであるもの）
5月30日(水)	同上	スキート射撃（クレーがセンターポール上方を通過するように発射されるもの）
6月13日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
6月27日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
7月11日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
7月25日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
8月8日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
8月22日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
9月5日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
9月19日(水)	同上	トラップ射撃（15m）
10月10日(水)	同上	スキート射撃
10月24日(水)	同上	トラップ射撃（5m）
11月7日(水)	同上	トラップ射撃（15m）

## 2 受講場所

島根大東クレー射撃場

雲南市大東町山王寺1695

連絡先 0854-43-4077

### 3 受講区分

- スト射撃（クレーガセンターホール上方を通過するように発射されるもの）
  - トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15㍍であるもの）
  - トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が5㍍であるもの）
- （※ 受講申込書に上記のいずれかを選択して記入すること）

受講可能人数 6名  
使用銃種 散弾銃  
使用可能実包 7号（12番）以下

### 4 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて散弾銃を所持している者。

### 5 講習科目

- (1) 散弾銃の操作
- (2) 散弾銃の射撃

### 6 受講手続

受講者は「技能講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1ヶ月前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料12,300円（島根県収入証紙）を手数料納付書により納入すること。

### 7 携行品

- (1) 受講銃砲（予備銃の持ち込み可）
- (2) 適合実包
- (3) 猟銃用火薬類等譲受許可証（射場で実包等を譲受する場合）
- (4) 技能講習通知書

### 8 技能講習修了証明書の交付

教習射撃場からの実施結果の通知を受け、技能講習の修了を認定し、後日、警察署を通じて技能講習修了証明書を交付する。